

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
警視庁地域部長 殿
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁生企発第275号
令和2年4月20日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う各種犯罪に係る抑止対策の推進について(通達)

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態における警察の対応に係る留意事項等について(通達)」(令和2年4月7日付警察庁丙備発第21号ほか)において、感染拡大に伴う混乱等に乗じた各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約、各種媒体を活用した広報啓発活動を進めるとともに、悪質事犯に対する取締りを徹底することとされているところであるが、最近、休業中の店舗に対する侵入窃盗や子供のみが在宅する住居への侵入窃盗が発生するなどの状況が生じている。

以上の状況から、各都道府県警察にあっては、各地域の犯罪情勢を的確に分析し、関係機関・関係団体との連携に配慮しつつ、下記の点を参考に、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う各種犯罪に係る抑止対策を推進されたい。

記

1 今後注意を要する犯罪

(1) 侵入窃盗

- ア 休業や営業時間の短縮等を行っている事業者の店舗等に対する窃盗
- イ 子供のみが在宅する住居への侵入窃盗

(2) 特殊詐欺等

政府が実施を検討している給付金制度に関連する特殊詐欺等

2 広報啓発活動の実施

1に掲げる犯罪の発生状況等を踏まえ、ウェブサイト、電子メール、ソーシャルメディア、防犯ネットワーク、広報誌等のほか、巡回車両によるスピーカー広報等を通じて、具体的な防犯情報の提供や注意喚起を行うこと。

3 パトロール等の警戒活動の強化及び不審者に対する職務質問の実施

1に掲げる犯罪の発生状況等を踏まえ、パトロール等の警戒活動を強化するとともに、警戒活動中に発見した不審者に対しては職務質問を実施すること。

警戒活動に当たっては、事業者、各種団体等との連携に配慮しつつ、休業等で不在となっている店舗等に対しては、パトロールカードを活用した情報提供等を行うとともに、営業中の店舗等に対しては、適切に防犯指導を実施すること。